

平成23年4月17日

福島県土木部土木企画課

東日本大震災に係る国土交通省への緊急要望について

本日（17日）、来県した国土交通大臣に対して東日本大震災に係る緊急要望を行いましたので、お知らせいたします。

【要望内容】

- 1 被災・避難住民に対する住宅支援
- 2 公共土木施設等復旧に対する支援
- 3 鉄道施設の早急復旧及び第三セクター鉄道の経営に対する支援
- 4 津波被害を受けた市町村の新たなまちづくりに対する支援
- 5 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援
- 6 被災したホテル・旅館、観光施設に対する財政支援の創設・拡大
- 7 原子力事故の風評被害に対する十分な補償
- 8 被災県が行う観光復興キャンペーン等に対する支援

【問い合わせ先】

=====
要望内容 [1、2、4、5] に関する事

(担当者) 土木企画課 課長 松本英夫

電話 024-521-7567 (県庁内線 3507)

FAX 024-521-7948
=====

要望内容 [3] に関する事

(担当者) 生活交通課 課長 杉浦孝幸

電話 024-521-7158 (県庁内線 2525)

FAX 024-521-7982
=====

要望内容 [6、7、8] に関する事

(担当者) 観光交流課 主幹 石本 仁

電話 024-534-6912

FAX 024-534-6723

東日本大震災に係る緊急要望

平成23年3月11日に発生した**東北地方太平洋沖地震**は、マグニチュード9.0という我が国の地震観測史上最大となる巨大地震であり、本県をはじめ東日本各地に甚大な被害を与えた。

特に地震発生後の大津波は、多くの家屋の倒壊や流失とともに、道路・海岸・港湾・下水道等の社会基盤に著しい被害をもたらし、**県沿岸部全域は壊滅的な状態**にある。

これら過去に類を見ない大震災に加え、原子力発電所において発生した事故は、県民に極度の不安をもたらすとともに、県内全域において、産業・経済、観光、雇用、教育、医療などのあらゆる面で極めて深刻な影響を与え、復旧・復興の大きな障害となっている。

このような深刻な被害から、**被災、避難した住民の生活支援**に迅速かつきめ細かに対応するとともに、沿岸地域をはじめとした**県土の復旧・復興を強力に推進**するため、下記について強く要望する。

記

- 1 **被災・避難住民に対する住宅支援**
- 2 **公共土木施設等復旧に対する支援**
- 3 **鉄道施設の早期復旧
及び第三セクター鉄道の経営に対する支援**
- 4 **津波被害を受けた市町村の新たなまちづくりに対する支援**
- 5 **県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援**

(具体的な要望事項)

1 被災・避難住民に対する住宅支援

- (1) 応急仮設住宅の供給、民間賃貸住宅の借上げ、公営住宅空家の提供に対して全面的な支援及び財政措置を講じること
- (2) 被災した住宅の再建に対する財政支援の拡大・拡充を図ること
- (3) 災害公営住宅の建設・家賃補助に対して全面的な財政措置を講じること

2 公共土木施設等復旧に対する支援

- (1) 海岸保全施設の復旧方針について、国が主体となって早期に決定すること
- (2) 公共土木施設等の復旧（直轄事業を含む）について全面的な財政措置を講じること
- (3) 小名浜港、相馬港のふ頭用地及び上屋、荷役機械等の港湾機能施設及び国際港湾施設保安設備等の災害復旧については、公共土木施設の災害復旧と同様の財政支援を講じること
- (4) 災害復旧事業等において、対象範囲の拡大や事務手続きの簡素化、施行年限の延長など、被災状況に応じた制度の創設や拡大・拡充を図ること

3 鉄道施設の早期復旧及び第三セクター鉄道の経営に対する支援

- (1) JR常磐線の全線復旧に向けた支援を行うこと
- (2) 被害を受けた第三セクター鉄道に対する災害復旧事業費補助については、補助率の最大限の引上げ、対象事業の拡充、補助要件の緩和を図ること
- (3) 大震災を契機に厳しい経営に追い込まれた第三セクター鉄道の実情に鑑み、経営安定化のための運営費補助など新たな支援制度を早期に創設すること

4 津波被害を受けた市町村の新たなまちづくりに対する支援

- (1) 津波被害を受けた市町村の復興に向けた新たなまちづくり計画の策定などを全面的に支援すること
- (2) 上記計画に基づくハード・ソフト一体となった総合的な施策の実施について、全面的な財政措置を講じること

5 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

- (1) 浜通り復興のため、国道6号、常磐自動車道を早期に復旧し、浜通り軸の機能を回復すること
- (2) 相双地方の復興を支援するため、国道115号の直轄指定区間編入による東北中央自動車道（福島～相馬間）の早期完成及び常磐自動車道の相馬以北（相馬～山元間）の早期完成を図ること
- (3) 大規模災害時において、広域的な避難や緊急物資等の輸送を可能にする災害に強い交通体系を確保するため、国道121号の直轄指定区間編入による会津縦貫道の早期整備を図ること

東日本大震災に係る緊急要望

本県は、去る3月11日に発生した東日本大震災により、県内各地で大地震・大津波による甚大な被害を受け、更には、原子力発電所において発生した事故による風評被害等の拡がりは、県内産業に極めて深刻な影響を与えている。

地域経済の中で大きな役割を果たしてきた観光産業においても、地震・津波による観光地や観光施設、旅館等への直接的な被害に加え、震災による全国的な自粛ムードの拡がり、特に、本県においては原子力発電所事故に伴う風評被害により、県内全域において旅行者が著しく減少しており、本県観光産業は深刻な危機に瀕している。

このような被害状況を踏まえ、国においては全国的な自粛ムードと風評被害を払拭していただくとともに、深刻な被害に直面した本県観光産業の復興・復旧について、迅速かつきめ細やかに対応することを強く要望する。

記

- 1 被災したホテル・旅館、観光施設に対する財政支援の創設・拡大
- 2 原子力事故の風評被害に対する十分な補償
- 3 被災県が行う観光復興キャンペーン等に対する支援